

2022年5月19日

運動部活動の地域移行に関する検討会議 御中

日本教職員組合
中央執行委員長 瀧本 司

**「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）～少子化の中、将来にわたり
子供たちがスポーツに親しめる機会の確保に向けて～」に係る意見書**

部活動に関して、子どもの人権・学校現場の負担等の観点から、総合型地域クラブ等社会教育への移行をすすめることは喫緊の課題です。「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」において、改革の方向性が示されたことは、地域移行への推進力となると考えます。

学校の働き方改革の実現がはかれるとともに、「多様な」実施主体による活動において子どもの権利が保障されるためには、社会教育の基盤整備は不可欠であり、国は財源を確保し、自治体等への支援について明確に示す必要があります。

つきましては、部活動の地域移行に関して、以下のとおり意見を述べます。

1. 「地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等」について

- 「誰もが参加できる活動」の実現にむけ、インクルーシブの視点とともに、子どもの参画・最善の利益等子どもが主体となることを明記する必要がある。
- 「新たなスポーツ環境」の検討・構築のための「協議会」への学校の関わり方を明確にし、地域移行と逆行することのないようにする必要がある。
- 部活動の地域移行は喫緊の課題であり、国・自治体が一体となってすすめる必要がある。そのスムーズな移行にむけ、地域の状況に即した十分な協議と財源を含めた計画的な体制の整備とともに、国の責任で支援を行うことを明記する必要がある。

2. 「地域におけるスポーツ団体等の整備充実」について

- 地域スポーツ活動の実施主体・運営主体及び責任等について、社会教育法に基づいた制度の整備を行う必要がある。

3. 「地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策」について

- 地域におけるスポーツ指導者に対しては、指導業務に対する労働対価が支払われないと、持続可能な質・量の確保が困難となる。そのため、国は、実施主体に対する財政支援を行い、安定的な運営を支えるべきである。

○教育委員会等から「兼職兼業」の許可を得て地域におけるスポーツ指導に従事する教員の総労働時間は、「給特法」に基づく「在校等時間」と実施主体での業務時間を合算し、教育委員会が把握・管理する必要がある。

○地域スポーツクラブ等へ参加する子どもの相談窓口となる「別の第三者機関」については、公正・公平の観点から、地域スポーツクラブ等の実施主体や競技団体からの独立性の担保が必要であることを明記すべきである。

4. 「地域におけるスポーツ施設の確保方策」について

○学校体育施設等の開放に当たっては、「指定管理者制度」等の活用のもと当該教職員を関与させないことを断言すべきである。

○学校体育施設等の開放事業において、必要となる施設整備・修繕費を国が支援すべきである。

5. 「大会の在り方」について

○日本中体連が地域スポーツクラブ等の全国中学校体育大会への参加を承認したことと同様に、地方における中体連主催の大会についても地域スポーツクラブ等の参加が認められるようとりくむ必要がある。

○「日本中体連」において、「地域スポーツクラブ」の参加について承認されたことをうけ、参加チームには、参加資格に「運動・部活動ガイドラインの遵守」を明記し、ガイドラインの徹底にとりくむ必要がある。

6. 「地域スポーツにおける会費の在り方」について

○当面、学校部活動と地域スポーツクラブ等との二重所属も想定される。活動に関する私費負担の軽減及び支援を明確に示すべきである。

7. 「学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方」について

○「中学校学習指導要領の次期改訂における見直し」については、総則から、「学校教育の一環」としていることや「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項について削除するとともに、保健体育科において多様な種目を経験できるよう考慮することを明記すべきである。

8. 「地域移行の取組がすすめられている間の学校における運動部活動の在り方」について

○地域スポーツの実施主体は、子どものストレスや負担につながらないように、「部活動ガイドライン」の趣旨をふまえて活動することを明記する必要がある。

9. 「休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて」について

○地域移行に係るスポーツ環境整備は、自治体の財政基盤が重要である。そのためには、国が自治体に十分な財政支援をする必要がある。地域間格差を是正するためにも、国の財政・予算確保と支援内容について明記すべきである。

○地域移行にあたっては、学校・地域の実態に即し、教職員・子ども・保護者等に丁寧な説明・周知を行うとともに、自治体が当事者の意見を反映しながらすすめることを明記する必要がある。

以上